

○文部科学省令第三十一号
 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十七条の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十六年四月三十日
 文部科学大臣臨時代理
 国務大臣 野沢 太三

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
 第六十二条第四項第一号中「含む。」の下に、「理学療法」を加える。
 第六十四条第一項中「きゆう師免許」という。を有しない者には「の下に、「盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理学療法の教科についての免許状は、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）の定めるところによる理学療法士の免許（以下「理学療法士免許」という。）を有しない者には」を加え、同項の表盲学校特殊教科教諭の項を次のように改める。

盲学校 特殊教 科教諭	一種免許状	理 療	イ 文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の理療科を卒業したこと。
	二種免許状	理 療	ロ 医師免許を受けていること。
	音 楽	理 療	文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の理療科に一年以上在学したこと。
	理 学 療 法	音 楽	免許法第五条別表第一に規定する盲学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位を第七条第一項及び第二項に定める修得方法の例により二十三名単位以上修得したこと。
	音 楽	理 学 療 法	文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の音楽科を卒業したこと。

第六十四条第二項の表盲学校特殊教科教諭の項を次のように改める。

盲学校特殊教科教諭	一種免許状	理 療	五	一〇
	二種免許状	理 療	五	一〇
	音 楽	理 療	一〇	五
	理 学 療 法	音 楽	五	一〇
	音 楽	理 学 療 法	五	一〇

第六十四条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 理学療法の教科の教授を担任する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上

第六十四条第三項第一号の次に次の一号を加える。
 二 理学療法の教科の教授を担任する盲学校特殊教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあっては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目三単位以上

第六十五条第一項中「きゆう師免許を有する者に」を「きゆう師免許を受けている者に、理学療法の教科にあっては理学療法士免許を受けている者に」に改め、同条第二項中「有する者で」を「受けている者で」に改める。

附 則

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十八年三月三十一日までに教育職員免許法の規定により高等学校教諭の普通免許状、盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての一種免許状又は自立活動の教諭の一種免許状の授与を受けた者であつて、理学療法士免許又は医師法（昭和二十三年法律第百一十一号）の定めるところによる医師免許を受けているものには、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）第六十四条第一項の規定にかかわらず、新施行規則に規定する盲学校特殊教科教諭の理学療法の教科についての一種免許状を授与することができる。

2 平成十八年三月三十一日までに教育職員免許法の規定により盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての二種免許状の授与を受けた者であつて、理学療法士免許を受けているものには、新施行規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、新施行規則に規定する盲学校特殊教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。

3 この省令の施行の際現に教育職員免許法の規定により高等学校校助教諭の臨時免許状又は盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての臨時免許状の授与を受けている者であつて、理学療法士免許を受け、かつ、盲学校において理学療法の教科の教授を担任する教員として五年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものには、新施行規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、新施行規則に規定する盲学校特殊教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。

○文部科学省令第三十二号
 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十三号の規定に基づき、文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十六年四月三十日
 文部科学大臣臨時代理
 国務大臣 野沢 太三

文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条 地方公共団体は、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（学校教育法第六十八条に規定する大学であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室等以外の場所で授業を履修させ、及び研究指導を受けさせるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、研究科その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）を促進する必要があると認めるときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学の設置基準第三十六条第一項第二号及び第三号並びに大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十九条、第二十四条第一項及び第二十九号の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

第九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（短期大学を除き、インターネット等を利用して教室等以外の場所で授業を履修させるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、学部その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）を促進する必要があると認めるときは、当該認定の日以後は、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第十条第二項に規定する校舎等の施設の面積にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。第五条の前の見出しを「大学設置基準の特例」に改め、同条中「以下同じ」を「以下この条、第七条及び第十条において同じ」に改め、同条を第六条とする。